

教生学第 791 号  
平成 31 年 1 月 7 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長  
様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

いじめの防止等のための各学校及び教育委員会における的確な対応については、これまでも通知等によりお願いしてきたところであり、その取組の一つとして、法務省の人権擁護機関との連携強化に積極的に取り組んでいただいているところです。

いじめをはじめとする児童生徒の人権侵害事案の発生防止及び早期解決のためには、学校等と法務省の人権擁護機関との連携を強化することが重要と考えられ、特に、いじめを未然に防止するためには、道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要です。

つきましては、学校等から人権擁護機関に対して「人権教室」の開催を働きかけることや道徳科等において積極的に活用を検討すること、また、教育委員会等が教職員を対象とした人権研修や教職員・保護者向けの講演会を実施することなど、いじめをはじめとする児童生徒の人権侵害事案の発生防止及び早期解決のための取組を一層推進するようお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)

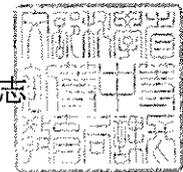
(写)

30受初児生第5号  
平成30年12月27日

各都道府県教育委員会担当課長  
各指定都市教育委員会担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大濱 健 志



(印影印刷)

学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、法務省人権擁護局調査救済課長及び同局人権啓発課長から、別紙のとおり、子供の人権を擁護するための学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について依頼がありました。

いじめの防止等のための各学校及び教育委員会（私立学校にあっては知事部局。以下「学校等」という。）における的確な対応については、これまでも、各種通知等によりお願いしてきたところであり、その取組の一つとして、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）により、

法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局，その下部機関である法務局及び地方法務局並びにその支局並びに人権擁護委員及びその組織体をいう。以下同じ。）との連携強化に積極的に取り組んでいただいているところです。

いじめをはじめとする児童生徒の人権侵害事案の発生防止及び早期解決のためには，学校等と法務省の人権擁護機関との連携を強化することが重要と考えられます。特に，いじめを未然に防止するためには，道德教育や人権教育の充実等により，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要です。

この点，「人権教室」は，いじめ等について考える機会を作ることによって，児童生徒が相手への思いやりの心や命の尊さを学ぶこと等を目的とした人権啓発活動であり，児童生徒一人一人の人権意識を高める効果が期待され，いじめの未然防止に資すると考えられます。このことから，例えば，学校等から人権擁護機関に対して「人権教室」の開催を働きかけることや，道德科等において，積極的に活用を検討することが考えられます。

また，いじめ防止対策の周知の徹底を図るという観点から，教育委員会等が教職員を対象とした人権研修や教職員・保護者向けの講演会を実施することも効果的と考えられます。

については，都道府県教育委員会・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して，都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して，附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して，本件について周知を図っていただくよう，お願いします。

【いじめ対策について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電 話 03-5253-4111(内線3298)

F A X 03-6734-3735

e-mail s-sidou@mext. go. jp

【学校教育における人権教育について】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電 話 03-5253-4111(内線3297)

F A X 03-6734-3735

e-mail jidous@mext. go. jp



法務省権啓第93号

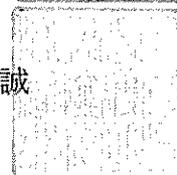
平成30年12月26日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 大 濱 健 志 殿

法務省人権擁護局調査救済課長 大 橋 光 典



法務省人権擁護局人権啓発課長 中 村 誠



子どもの人権を擁護するための学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化について（依頼）

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、これまでも、各学校及び教育委員会（私立学校にあっては知事部局。以下「学校等」という。）に対し、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について」（平成25年4月2日付け25初児生第3号貴職通知）を発出されるなど、学校等と法務省の人権擁護機関（当局、その下部機関である法務局及び地方法務局並びにその支局（以下単に「法務局」という。）並びに人権擁護委員及びその組織体をいう。以下同じ。）との連携強化に御尽力をいただいていたところ です。

また、法務省の人権擁護機関では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び同法第11条第1項の規定に基づき策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）。以下「基本方針」という。）に基づき、いじめ問題対策連絡協議会への参画を始め、連携に関する各種の取組を行って来たところ です。

しかしながら、本年10月25日に公表された「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、平成29

年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数が過去最高の474件となるなど、いじめを始めとする子どもの人権侵害事案は、依然として跡を絶たず、大きな社会問題となっています。

そこで、いじめを始めとする子どもの人権侵害事案の発生防止及び早期解決に資するため、「人権教室」の活用を中心として、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化を図るための具体的な方策等を下記のとおり取りまとめましたので、学校等に対して広く周知していただくとともに、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化につき格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 人権啓発活動における連携方策

子どものいじめ防止対策として何より大事なものは、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える心づくりをして、子どもたちをいじめに向かわせないこと、いじめを未然に防ぐことである。

法務省の人権擁護機関においては、児童生徒一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、学校等において、人権教室を始めとする様々な人権啓発活動を実施しており、これらの活動等を通じて、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化を図ることができるものと考えられる。

#### 1 人権教室の活用

##### (1) 活動の概要

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や命の尊さを学ぶこと等を目的とした人権啓発活動である。

人権擁護委員や法務局職員が講師等を務め、小・中学生等を対象に、道徳科等を利用して実施しており、平成29年度は、全国で約78万人の児童生徒が参加した。

人権教室は、次に掲げる特色を有しており、実施方法や実施内容については、参加者の年齢や学校等のニーズに応じて、柔軟に対応することができる。

なお、人権教室の実施に要する経費は、全て国（法務省）が負担しており、学校等における負担は生じない。

#### ア 多様な手法等の採用

いじめを始めとする子どもの人権に関する啓発ビデオ，啓発冊子，手作りの紙芝居など，取り扱う人権課題に即した多様な教材を活用しているほか，ワークショップや車椅子体験などの参加型・体験型の手法を用いて実施することもできる。

#### イ 各種の人権課題への対応

いじめを始めとする子どもの人権以外にも，高齢者・障害のある人・外国人の人権，インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認に関する人権などの各種の人権課題を対象とすることができる。

#### ウ 教職員及び保護者に対する人権研修等の実施

子どもだけではなく，教職員を対象とした人権研修や教職員・保護者向けの講演会を実施することもできる。

### (2) 連携強化のための具体的方策

いじめを始めとする子どもの人権侵害事案の発生を未然に防止する観点から人権教室を活用する場合には，学校等から人権擁護機関に対して，人権教室の開催を早期に働きかけることにより，翌年度のカリキュラムを作成する段階で人権教室を組み込むことが可能となると考えられる。

また，いじめの再発を防止する観点からいじめが認知された学級等で人権教室を実施することや，いじめ防止対策の周知の徹底を図る観点から教職員を対象とした人権研修や教職員・保護者向けの講演会を実施することも有用と考えられる。

## 2 全国中学生人権作文コンテストへの応募等

### (1) 活動の概要

全国中学生人権作文コンテストは，中学生が作文を書くことを通じて，人権尊重の重要性・必要性について理解を深めるとともに，豊かな人権感覚を身に付けること等を目的として実施している人権啓発活動であり，平成29年度は，全国の中学生の3割弱に当たる約96万人が応募した。

### (2) 連携強化のための具体的方策

いじめを始めとする子どもの人権侵害事案の発生を未然に防止する観点からは，教育委員会等から全国中学生人権作文コンテストへの応募を幅広く呼び掛けることも考えられる。

また，全国中学生人権作文コンテストの入賞作品は，法務省ホームペ

ージ (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html> 参照) にも掲載されており、それらを活用して、いじめ防止等に関する人権教育・啓発を行うことも考えられる。

### 3 人権の花運動への参画

#### (1) 活動の概要

人権の花運動は、子どもたちが協力して、花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、地方公共団体に委託して実施され、平成29年度は、約48万人が参加した。

#### (2) 連携強化のための具体的方策

いじめを始めとする子どもの人権侵害事案の発生を未然に防止する観点からは、主に小学校において、人権の花運動への参画を検討することも考えられる。

### 4 人権啓発教材の活用等

#### (1) 活動の概要

法務省の人権擁護機関においては、人権啓発のための多様な教材（1(1)ア参照）を無料で配布・貸与しているほか、法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_shiryo.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_shiryo.html) 参照) 上でも無料で公開している。

このほか、公益財団法人人権教育啓発推進センターに設置された「人権ライブラリー」 (<http://www.jinken-library.jp> 参照) においても、各種の教材の貸与等を行っている。

#### (2) 連携強化のための具体的方策

いじめを始めとする子どもの人権に関する人権教育・啓発の充実強化を図る観点からは、学校等において、これらの人権啓発教材を活用することも考えられる。

同様に、法務省の人権擁護機関が作成する啓発ポスターを学校内に掲示するなどして、児童生徒に対し、いじめを始めとする子どもの人権その他の各種の人権課題に関する気付きを与え、理解を促すことも検討されたい。

## 第2 人権救済活動における連携方策

法務省の人権擁護機関においては、いじめなどの被害を受けた児童生徒を

救済するため、児童生徒やその保護者などからの人権相談を含めた人権救済活動を実施しており、学校等がこれらの活動等を補助的に活用することを通じて、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化を図ることができるものと考えられる。

## 1 いじめ問題対策連絡協議会を通じた連携

### (1) 活動の概要

いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置されるいじめ問題対策連絡協議会（法の趣旨を踏まえた会議を含む。以下同じ。）の構成員として、法務局が参画している（基本方針第2の2(3)参照）。

### (2) 連携強化のための具体的方策

引き続き、いじめ問題対策連絡協議会を通じた連携を図ることが考えられる。

## 2 人権相談窓口等の周知広報

### (1) 活動の概要

人権相談は、いじめを始めとする子どもの人権に関する問題その他の人権に関する問題一般について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じる人権救済活動であり、児童生徒からの相談を受けるため、次に掲げる方法などによって相談を受け付けている。

#### ア 子どもの人権SOSミニレター

毎年、全国の小・中学生を対象に配布している人権相談用の便箋兼封筒である。

#### イ 子どもの人権110番（0120-007-110）

子どもの人権に関する問題を専門に取り扱うフリーダイヤルの電話相談窓口である。

#### ウ 子どもの人権SOS-eメール（<http://www.jinken.go.jp/>）

子どもの人権に関する問題を専門に取り扱うインターネット上の人権相談窓口である。

### (2) 連携強化のための具体的方策

学校等におかれては、常日頃から、児童生徒からのあらゆる相談に対応しているものと思われるが、いじめを始めとする子どもの人権に関する相談窓口の選択肢を増やす観点からは、法務省の人権擁護機関が作成する広報ポスターを学校内に掲示するなどして、児童生徒に対し、インタ

インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付を始めとする法務省の人権擁護機関の取組や相談窓口を周知広報することも考えられる（基本方針の別添2の(3)⑥参照）。

### 3 人権侵犯事件の調査救済

#### (1) 活動の概要

人権侵犯事件の調査救済は、いじめなどの被害を受けた児童生徒やその保護者から申告があったときなどに手続を開始し、調査を実施して事実を把握し、申告をした児童生徒と相手方との関係を調整したり、申告をした児童生徒等に対して必要な援助をしたりするなどして救済を図る人権救済活動である。

#### (2) 連携強化のための具体的方策

いじめを始めとする子どもの人権問題に関しては、その解決に向けて、学校等による必要な教育上の指導等がされているものと思われるが、法務省の人権擁護機関が公平かつ中立な立場から関与することも考えられるところであり、学校等におかれても、法務省の人権擁護機関が実施する調査等に協力することが期待される。

また、学校等におけるいじめ問題の解決を図るため、当事者や保護者による話し合いや有識者を交えてのケース会議などの各種協議の場に法務局職員や人権擁護委員の出席を求めることなども、関係者等の調整という観点から、有用な場合もあると考えられる。

このほか、インターネット上の人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応が必要である。インターネット上の不適切な書込み等について、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、プロバイダは違法な情報の発信の停止を求めたり、違法な情報を削除したりすることができるようになってきている。学校等がプロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じるに当たっては、法務局から削除依頼の方法の助言を受けることができるほか、被害者自らが被害の回復や予防を図ることが困難な場合には、法務局からプロバイダ等に対し削除要請なども行っていることから、必要に応じて法務局の協力を求めることも期待される（基本方針の別添2の(3)⑥参照）。

### 第3 その他

第1及び第2に掲げられた方策に関する問合せ等は、全国の法務局（人権擁護部）若しくは地方法務局（人権擁護課）又はその支局において対応しているため、人権教室の活用等を図るに当たり、不明な点等がある場合には、学校等の最寄りの法務局（連絡先は、法務局ホームページ（[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)）参照）に相談されたい。

